

① 後期高齢者医療保険料のお知らせ

「後期高齢者医療制度」は、75歳以上の方（65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方を含む）を対象とした医療制度です。

保険料の計算方法

4月から翌年3月までを1年間として、年間保険料が計算されます。途中で加入された場合は、加入月から計算し、途中で喪失された場合、4月から喪失した月の前月までを計算します。保険料の決定通知書は、7月中旬にお手元にお届けします。

均等割額 45,840円	+	所得割額 所得割率 8.67%	=	年間保険料 (限度額66万円)
-----------------	---	--------------------	---	--------------------

所得割額 = (総所得金額等※1 - 基礎控除※2) × 所得割率8.67%

※1 総所得金額等とは、「公的年金収入 - 公的年金控除」、「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」等で社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。

また、退職所得以外の分離課税の所得金額（土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額）も総所得金額等に含まれます。

※2 基礎控除は、前年の合計所得が 2,400万円以下⇒43万円

2,400万円超2,450万円以下⇒29万円

2,450万円超2,500万円以下⇒15万円

2,500万円超の場合⇒0円（適用なし）となります。

保険料率高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項の規定により、2年ごとに変更することとなっています。

保険料の軽減

次の所得の世帯の方や健保組合等の被扶養者であった方には、以下の軽減措置があります。

●均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の令和4年中所得の合計額	軽減後の均等割額	
43万円以下の場合	7割軽減	13,752円/年
「43万円 + 29万円 × 世帯内の被保険者数」以下の場合	5割軽減	22,920円/年
「43万円 + 53万5千円 × 世帯内の被保険者数」以下の場合	2割軽減	36,672円/年

65歳以上の公的年金等控除の適用がある方は、軽減判定の際に限り、公的年金等に係る所得から15万円を限度として控除します。

「専従者控除」、「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。

所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。

軽減判定は、賦課期日（令和5年4月1日または資格取得日）時点で行われます。

●健保組合等の被扶養者の軽減

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等（国保および国保組合は除く）の被扶養者であった方については、資格取得後2年間を経過する月までに限り、所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減され、令和5年度の年間保険料額は22,920円となります。ただし、均等割額の7割軽減にも該当する方については、年間保険料額が13,752円になります。

問合せ 広島県後期高齢者医療広域連合業務課 ☎502-3060
役場税務住民課 ☎820-1503

① 第186回ようよう坂町ウォーキング～ナイトウォーキング～

強い日差しを避け、心地よい潮風と美しい広島ベイブリッジの夜景を楽しみながら海辺の6kmのコースをナイトウォーク。

とき 7月15日（土）18時45分～20時45分（受付18時30分）

集合・解散 坂駅北口

コース 坂駅北口～さか・なぎさ公園～森山一周道路（途中折り返し）
～さか・なぎさ公園～坂駅北口

参加費 200円（保険料を含む）

対象 どなたでも（小学校3年生以下は保護者同伴のこと）

持参物 水筒、タオル、雨具など

問合せ 町民センター ☎820-1515



① ひとり親家庭を対象とした「日商簿記3級試験対策講座」を開催します

一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会では、ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、『日商簿記3級試験対策講座』（WEB講座、無料）を開催します。

対象 母子家庭の母、父子家庭の父、ひとり親家庭の児童（20歳未満）、寡婦

実施期間 8月20日～11月12日（毎週日曜日、全12回）

募集期間 7月1日（土）～7月31日（月）

申込み 広島県ひとり親家庭サポートセンター

☎227-2377 ✉hiro-kenboshi2@kvf.biglobe.ne.jp

問合せ 役場民生課 ☎820-1505



詳しくはこちら

① 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

日本遺族会は「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

この事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の方々との友好親善をはかることを目的としています。参加費は10万円です。

<実施地域>

①トラック諸島 ②パラオ諸島 ③ボルネオ・マレー半島 ④マリアナ諸島

⑤東部ニューギニア ⑥ビスマルク諸島 ⑦インド ⑧ソロモン諸島

⑨フィリピン ⑩台湾・バシー海峡 ⑪西部ニューギニア ⑫ミャンマー

⑬マーシャル・ギルバート諸島 ⑭中国

問合せ 財団法人日本遺族会事務局（日程等の詳細）☎03-3261-5521

申込み 財団法人広島県遺族会 ☎247-1216

5月の火災・救急件数

風水害に備えよう！～避難場所を確認しよう！～ 5月の火災件数 0件（年間累計2件）
火を消して 不安を消して つなぐ未来 救急件数 52件（年間累計271件）